

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方には、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までとする配慮措置が適用されます(入院の医療費は対象外)。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 ③-④	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には 令和4年9月中旬以降、順次広域連合から申請書が郵送される予定です

申請書がお手元に届きましたら、申請書に記載の内容に沿って口座の登録をしてください。

ご注意ください！

○厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません。**

○ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません。**

不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。



書類は必ず
郵送でお届けします



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

問 千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-080-280

資格保険料課…窓口負担割合に関すること ☎043-308-6768(平日 午前8時30分～午後5時15分)

給付管理課…配慮措置に関すること ☎043-216-5013(平日 午前8時30分～午後5時15分)

住民課国保年金班 ☎84-1214

今回の制度改正の見直しの背景等に関するお問い合わせ

問 後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎0120-002-719(月～土曜日 午前9時～午後6時)